

■定員のある募集記事で特に記載のない場合、申し込みは8月2日(月)から先着順で受け付けます。対象は、市民または市内に勤務している人です。

健康・健康相談

各種健診

健康推進課

申込者に、各種受診票を送付しています。大腸がんの検査容器は検診日の2～3週間前に送付します。

【集団健診】(8月実施分)

■総合健診

(特定健康診査、健康診査、結核・肺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診、胃がん検診)

地域	検診日	受付時間	場所
古川	2日(月)	7:30～11:00	高倉小学校体育館
	3日(火)～4日(水)		西古川小学校体育館
	5日(木)～6日(金)		古川第五小学校体育館
	9日(月)～10日(火)		古川第四小学校体育館
	11日(水)～12日(木)		古川第三小学校体育館
	19日(木)～20日(金)		敷玉小学校
23日(月)～24日(火)	宮沢地区公民館		
25日(水)～31日(火)	土・日曜日実施	古川保健福祉プラザ ※託児あり 8:30～	

■子宮がん検診

地域	検診日	受付時間	場所
鹿島台	17日(火)～19日(木)	8:30～9:00 9:30～10:00 12:30～13:00	鹿島台保健センター
田尻	31日(火)	8:30～9:00 9:30～10:00	田尻働く婦人の家

■大腸がん検診

地域	検診日	受付時間	場所
古川	10日(火)	9:00～12:00 13:30～15:00	東大崎地区公民館
	11日(水)		西古川地区公民館

■まだ申し込みをしていない人でも受診できます

胃がんは、かつて死亡率の最も高い病気でした。医療技術の進歩などで減少傾向にあるとはいえ、今なお日本人のがん死亡者数の上位を占めています。

今では当たり前のようにX線装置を積んだバスがやって来て、身近なところで受けられる胃がん検診も、実は宮城県が発祥の地で、検診車による集団検診は、がんの早期発見に役立っています。

病気の早期発見のために検診を受けることはとても大切です。

まだ申し込みをしていない人も受診できますのでお問い合わせください。

【個別(医療機関)健診】

■特定健康診査(40～74歳)、健康診査(19～39歳、75歳以上)、生活機能評価(65歳以上)…12月まで市内実施医療機関で受診できます。

■子宮がん検診…11月まで市内実施医療機関(産婦人科)で受診できます。

■乳がん検診…11月まで市内実施医療機関で受診できます。

■成人歯科健診(40～70歳)…10月まで市内歯科医院で受診できます。予約のうえ受診してください。

☎健康推進課成人保健担当 ☎23-5311
または各総合支所保健福祉課

認知症専門相談

高齢介護課

認知症の早期発見、適切な対応方法などについての相談です。

日時 8月24日(火) 9時30分～12時

場所 古川保健福祉プラザ(fプラザ)

内容 認知症専門医による相談

対象 認知症が疑われる高齢者またはその介護をしている人

申込 8月13日(金)まで
☎高齢介護課地域支援係 ☎23-2511

認知症介護家族交流会

高齢介護課

日ごろ抱えている悩みや不安を、認知症高齢者がいる家族同士で話し合ってみませんか。

日時 8月27日(金) 10時～11時30分

場所 古川保健福祉プラザ(fプラザ)

対象 認知症高齢者の家族を介護している人

内容 ミニ介護講座、座談会(助言者:グループホームふかふかはうす 中津留 美津江氏)

申込 8月26日(木)まで電話で申し込み
☎高齢介護課地域支援係 ☎23-2511

こころの健康相談

松山総合支所・健康推進課

【定例相談】※毎月第2金曜日開催

日時 8月20日(金) 10時～14時

場所 松山保健福祉センター 相談室

内容 臨床心理士等による相談

申込 事前に電話予約

☎松山総合支所保健福祉課 ☎55-5020

【随時相談】

健康推進課、社会福祉課および各総合支所保健福祉課で随時相談を受け付けます。電話での相談も受け付けます。

☎健康推進課成人保健担当 ☎23-5311
社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167
および各総合支所保健福祉課

保健福祉事務所・定例相談

県北部保健福祉事務所

【思春期・青年期のひきこもり相談】

日時 8月23日(月) 13時～16時

場所 県北部保健福祉事務所(大崎合同庁舎)

対象 自宅にひきこもっている思春期・青年期の人およびその家族

内容 臨床心理士による相談

申込 事前に電話予約

【精神保健福祉相談】

日時 8月27日(金) 13時30分～

場所 県北部保健福祉事務所(大崎合同庁舎)

対象 イライラ、眠れない、気持ちが沈む、周りの人との関係がうまく持たないなどの問題で悩んでいる人

内容 精神科医師等による相談

申込 事前に電話予約

☎県北部保健福祉事務所障害者支援班 ☎87-8011

食中毒にご注意ください

健康推進課

食中毒を予防するために、次のことに注意しましょう。

①細菌を付けない(手や調理器具はよく洗う、まな板や包丁は生もの用と生野菜や加熱後の食品用と区別する)

②細菌を増やさない(調理後できるだけ早く食べる、適切な温度で保存する)

③細菌をやっつける(中心まで加熱する、食器や調理器具は消毒する)

☎健康推進課保健地域医療担当 ☎23-5311

または各総合支所保健福祉課

相談

男女共同参画相談

男女共同参画相談室

夫婦および家庭の問題、配偶者暴力、職場での問題などの相談に応じます。

予約が必要な相談は、相談日の2日前までに予約してください。

■フェミニストカウンセリング(要予約)

日程	時間	場所
11日(水)	10:30～16:30	古川駅前 ふるさとプラザ
25日(水)		

■移動相談(要予約)

日程	時間	場所
4日(水)	10:00～15:00	三本木公民館 大会議室
18日(水)	10:00～15:00	鹿島台公民館 中会議室

■随時相談・電話相談

日時 月～金曜日 9時～16時

場所 男女共同参画相談室(古川駅前ふるさとプラザ2階)

☎男女共同参画相談室 ☎24-3950

消費生活相談

市政情報課

消費生活相談員が相談に応じます。

■移動相談

日時 8月18日(水) 14時～16時

場所 松山総合支所

内容 消費生活全般、消費者と事業者の契約(悪質商法、身に覚えのない請求)など

申込 8月13日(金)まで(予約制)

☎市政情報課市民相談係 ☎21-7321

松山総合支所総務課 ☎55-2111

■随時相談・電話相談

日時 月～金曜日 9時～16時

場所 市役所東庁舎1階消費生活センター

☎市政情報課市民相談係 ☎21-7321

市民相談

市政情報課

日常生活での悩みや困りごとはありませんか。電話での相談もできます。

受付 月～金曜日 9時～16時

場所 市役所東庁舎1階市民相談室

☎市政情報課市民相談係 ☎23-9125

行政相談

市政情報課

地域	日程	時間	場所
古川	12日(水)	13:00～16:00	古川駅前ふるさとプラザ
	26日(水)		
松山	24日(火)		松山保健福祉センター
三本木	4日(水)	10:00～15:00	三本木総合支所
鹿島台	10日(水)		鹿島台総合支所
岩出山	20日(金)	9:00～12:00	岩出山総合支所
鳴子温泉	27日(金)	13:00～15:00	鳴子公民館
田尻	19日(水)	9:00～11:00	田尻老人福祉センター

☎市政情報課市民相談係 ☎23-9125
または各総合支所総務課

人権相談

市政情報課

人権擁護委員は、地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが、市長の推薦を受け法務大臣から委嘱された人たちです。人権に関する相談を受けたり、命や思いやりの心の大切さについての理解を深めてもらうための活動をしています。

皆さんが、毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上のことで困ったりすることがあったら、一人で悩まずに、気軽に人権擁護委員に相談してください。

相談は無料、秘密は守られます。

■定例相談

地域	日程	時間	場所
古川	12日(水)	13:00～16:00	古川駅前ふるさとプラザ
	26日(水)		
松山	10日(火)		松山保健福祉センター
三本木	18日(水)	10:00～15:00	三本木総合支所
鹿島台	11日(水)		鹿島台公民館
岩出山	20日(金)		岩出山総合支所
鳴子温泉	27日(金)		鳴子公民館
田尻	19日(水)		田尻老人福祉センター

■常設相談

日時 月～金曜日 8時30分～17時

場所 仙台法務局古川支局(古川旭6-3-1 ☎22-0510)

☎市政情報課市民相談係 ☎23-9125
または各総合支所総務課

多重債務無料法律相談

市政情報課

弁護士による無料法律相談です。

※一人当たりの面談時間約30分

日時 8月12日(水)・26日(水) 13時～16時

場所 市役所東庁舎1階消費生活センター

対象 市民、市内に勤務している人

定員 各日6人

申込 12日開催分は9日(月)まで、26日開催分は19日(水)まで

☎市政情報課市民相談係 ☎21-7321

福祉

特別障害者手当・障害児福祉手当の申請および現況届

社会福祉課

【申請手続き】

特別障害者手当、障害児福祉手当を受給するためには申請が必要です。

受付 随時

受付場所 社会福祉課または各総合支所保健福祉課

【現況届の提出】

既に受給している人は、現況届の提出が必要です。

受付期間 8月11日(水)～13日(金)

受付場所 社会福祉課または各総合支所保健福祉課

◆特別障害者手当

対象 在宅で日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人

障害の程度 国民年金の障害等級1級程度の障害が重複する重度の障害

手当月額 26,440円

持参するもの 認定請求書、医師の診断書、所得状況届、年金証書、年金振込用の通帳、課税調査同意書、口座振込依頼書、印鑑

◆障害児福祉手当

対象 在宅で日常生活に常時介護が必要な20歳未満の人

障害の程度 身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度の障害

手当月額 14,380円

持参するもの 認定請求書、医師の診断書、所得状況届、課税調査同意書、口座振替依頼書、印鑑

☎社会福祉課障害福祉係 ☎23-2167

または各総合支所保健福祉課